

## 花畑周辺地域公共交通検討会公開要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、花畑周辺地域公共交通検討会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、花畑周辺地域公共交通検討会（以下「検討会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### (検討会開催の周知)

第2条 検討会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として開催日の1週間前までに周知するものとする。

2 前項の規定により周知する内容は、検討会の日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

### (傍聴証の交付)

第3条 検討会を傍聴しようとする者は、別に定める様式に必要な事項を記入し、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

2 傍聴証の交付は先着順とし、検討会開始時刻まで交付を行うものとする。

3 傍聴証の交付を受けた者は、交付された日に限り傍聴することができるものとし、退場の際は傍聴証を返却しなければならない。

### (傍聴席の定員)

第4条 傍聴席は、あらかじめ会長が定める。

2 傍聴席の定員は、10名とする。ただし、検討会会場の都合等により減ずることができる。

3 傍聴人が介助人を伴う場合は、介助人も傍聴人の数に加える。

### (傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、刃物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) チラシ、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、事前に会長の許可を得たものを除く。

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他検討会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席において静粛に傍聴すること。

(2) 拍手その他の方法により自己の意思を表明しないこと。

- (3) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (4) 会場内で飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場内で写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 設置要綱第7条の規定に基づき、検討会の議事を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(傍聴人の資料)

第8条 会議の資料は、傍聴人へ配布する。ただし、設置要綱第7条ただし書の規定に基づき、一部又は全部が非公開となった会議の資料又は配布することにより支障があると会長が認める資料については、配布しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

付 則 (31足都交発第2264号 令和2年2月28日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。